

平成 30 年 12 月

パーカー ドリリング 【A5130】
(Parker Drilling Company)
を保有されている投資家の皆様へ
ー米連邦破産法第 11 章の申請のお知らせー

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、パーカー ドリリングの標記申請につきまして、現地保管機関より通知がございましたのでご案内申し上げます。

なお、日程・内容等は現地保管機関の通知に基づくものであり、今後変更となる可能性もございます。今後の動向につきましては、追加情報を入手次第お知らせ致します。

詳細につきましては、下記の通りです。

敬具

記

[経過]

パーカー ドリリングは、現地 2018 年 12 月 12 日に米国テキサス州南部地区連邦破産裁判所に米連邦破産法第 11 章に基づく手続きの申請を行いました。

[その他]

パーカー ドリリング株式は現地 2018 年 12 月 13 日に、ニューヨーク証券取引所から OTC 市場に取引所が変更されています。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。

本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものです。

以上

大和証券株式会社